

特別措置適用期間中のお客さまへのお知らせ方法

- 特別措置適用期間中は、毎月の「電気ご使用量のお知らせ」や「電気料金請求書」などに、特別措置による値引き単価等を掲載します。

<例：電気ご使用量のお知らせ（WEB）> ※2026年2月分、3月分のイメージ

令和XX年XX月分		
ご契約名義	○○ ○○ 様	
ご使用場所	広島県広島市中区小町XXXX-X-X	
ご請求額内訳		
最低月額	XX.XX 円	燃料費等調整額の欄には、値引き反映後の金額を表示します。
電力量料金	X,XXX.XX 円	
燃料費等調整額	X,XXX.XX 円	燃料費等調整単価の欄には、値引き反映後の単価を表示します。
再エネ発電賦課金	XXX 円	
燃料費等調整単価	1 kWh につき	値引き単価等を掲載します。
(XX月分)	XX.XX 円	
託送料金相当額	X,XXX 円	燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援（低圧▲4.5円／kWh）を含みます。詳細は、 当社ホームページをご覧ください 。
うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	X.XX 円	

燃料費等調整単価には、政府による電気・ガス料金支援（低圧▲4.5円／kWh）を含みます。詳細は、[当社ホームページをご覧ください](#)。

燃料費等調整単価は燃料費調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価により算定します。

電気料金には、託送料金相当額（2020年10月1日以降、賠償負担金相当額、廃炉円滑化負担金相当額を含む）を含みます。詳細については、[こちらからご確認いただけます](#)。

使用量が0 kWh の場合は「-」を表示します。

特別措置適用期間中のお客さまへのお知らせ方法

＜例：電気ご使用量のお知らせ（はがき）＞※2026年2月分、3月分のイメージ